

介護老人福祉施設 松風 利用料金表

【令和4年4月1日 改定版】

1. 基本サービス【ユニット型個室の場合】

- *滞在費(部屋代)・食費の算定にあたっては『介護保険負担限度額認定証』が必要になります。
- *介護サービス費の割合については『介護保険負担割合証』をご確認下さい。
- *入院・外泊期間中において居室が当該利用者様のために確保されている場合は、引き続き日数分の居住費を請求させていただきます。

介護度	内容	保険外費用【A】		1割負担分			2割負担分			3割負担分		
		居住費(日額)	食費(日額)	介護サービス【B】	日額の例【A】+【B】	月額(30日計算)	介護サービス【C】	日額の例【A】+【C】	月額(30日計算)	介護サービス【D】	日額の例【A】+【D】	月額(30日計算)
要介護1	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方/生活保護を受給されている方	¥820	¥300	¥652	¥1,772	¥53,160	-	-	-	-	-	-
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥820	¥390	¥652	¥1,862	¥55,860	-	-	-	-	-	-
	第3段階① 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	¥1,310	¥650	¥652	¥2,612	¥78,360	-	-	-	-	-	-
	第3段階② 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	¥1,310	¥1,360	¥652	¥3,322	¥99,660	-	-	-	-	-	-
	第4段階 上記以外の方	¥2,241	¥1,700	¥652	¥4,593	¥137,790	¥1,304	¥5,245	¥157,350	¥1,956	¥5,897	¥176,910
要介護2	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方/生活保護を受給されている方	¥820	¥300	¥720	¥1,840	¥55,200	-	-	-	-	-	-
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥820	¥390	¥720	¥1,930	¥57,900	-	-	-	-	-	-
	第3段階① 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	¥1,310	¥650	¥720	¥2,680	¥80,400	-	-	-	-	-	-
	第3段階② 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	¥1,310	¥1,360	¥720	¥3,390	¥101,700	-	-	-	-	-	-
	第4段階 上記以外の方	¥2,241	¥1,700	¥720	¥4,661	¥139,830	¥1,440	¥5,381	¥161,430	¥2,160	¥6,101	¥183,030
要介護3	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方/生活保護を受給されている方	¥820	¥300	¥793	¥1,913	¥57,390	-	-	-	-	-	-
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥820	¥390	¥793	¥2,003	¥60,090	-	-	-	-	-	-
	第3段階① 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	¥1,310	¥650	¥793	¥2,753	¥82,590	-	-	-	-	-	-
	第3段階② 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	¥1,310	¥1,360	¥793	¥3,463	¥103,890	-	-	-	-	-	-
	第4段階 上記以外の方	¥2,241	¥1,700	¥793	¥4,734	¥142,020	¥1,586	¥5,527	¥165,810	¥2,379	¥6,320	¥189,600
要介護4	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方/生活保護を受給されている方	¥820	¥300	¥862	¥1,982	¥59,460	-	-	-	-	-	-
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥820	¥390	¥862	¥2,072	¥62,160	-	-	-	-	-	-
	第3段階① 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	¥1,310	¥650	¥862	¥2,822	¥84,660	-	-	-	-	-	-
	第3段階② 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	¥1,310	¥1,360	¥862	¥3,532	¥105,960	-	-	-	-	-	-
	第4段階 上記以外の方	¥2,241	¥1,700	¥862	¥4,803	¥144,090	¥1,724	¥5,665	¥169,950	¥2,586	¥6,527	¥195,810
要介護5	第1段階 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方/生活保護を受給されている方	¥820	¥300	¥929	¥2,049	¥61,470	-	-	-	-	-	-
	第2段階 世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥820	¥390	¥929	¥2,139	¥64,170	-	-	-	-	-	-
	第3段階① 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	¥1,310	¥650	¥929	¥2,889	¥86,670	-	-	-	-	-	-
	第3段階② 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	¥1,310	¥1,360	¥929	¥3,599	¥107,970	-	-	-	-	-	-
	第4段階 上記以外の方	¥2,241	¥1,700	¥929	¥4,870	¥146,100	¥1,858	¥5,799	¥173,970	¥2,787	¥6,728	¥201,840

2. 加算科目

職員体制等、指定基準の法定要件を満たしたと認められた場合に加算されます。(上記表内『月額料金』に加算される費用)

○印は全員の方を対象にした加算項目です。又、*印は該当する方のみ加算される加算項目です。

加算科目	内容	単位	[B]1割負担分	[C]2割負担分	[D]3割負担分
			月額(30日)	月額(30日)	月額(30日)
○ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	日常生活継続支援加算(Ⅰ)の要件について全て該当する場合の加算	46	1380	2760	4140
○ 看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師の配置に対する加算	6	180	360	540
○ 看護体制加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)に加え25名ごとに1名以上、又は最低基準に対して1名以上の配置が成され、あわせて24時間の連絡体制を確保している場合の加算	13	390	780	1170
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ・イ)	夜間帯に制度上定められた職員数以上の人員を一名以上配置した場合の加算。又、看護体制を手厚く配置することや喀痰吸引のできる有資格者を配置した場合の加算。	27	810	1620	2430
○ 個別機能訓練体制加算(Ⅰ)	個別機能訓練の計画的な実施に対する加算	12	360	720	1080
○ 個別機能訓練体制加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、厚労省へ情報を提出しその情報を有効活用している場合	20	20	40	60
* 外泊時加算	外泊、入院時月6日限度算定	246	1476	2952	4428
* 初期加算	入所後ならびに30日以上入院から退院後30日限度に算定	30	900	1800	2700
* 再入所時栄養連携加算	医療機関から退院する際、以前と食事内容が大きく変更する場合に連携調整した場合の加算	400	400	800	1200
* 経口維持加算(Ⅰ)	摂食障害の方に対する対応に関する加算	400	400	800	1200
* 経口維持加算(Ⅱ)	摂食障害の方に対する対応に関する加算	100	100	200	300
* 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科衛生士の指導を受け、口腔衛生管理の充実を図った場合の加算	90	90	180	270
* 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、厚労省へ情報を提出しその情報を有効活用している場合	110	110	220	330
* 療養食加算	療養食の提供 ※6単位/1食で算定	6	540	1080	1620
* 看取り介護加算(Ⅰ・Ⅱ)	死亡45日前からの看取り介護に対する加算	72~1580			
○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡を予防するための管理に関する加算	3	3	6	9
○ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡を予防するための管理に関する加算	13	13	26	39
* 自立支援推進加算	医師による医学的評価(入居時、6か月に一度)の実施に対する加算	300	300	600	900
* 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入居ごとADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況などを厚労省に提出した場合の加算	50	40	80	120
* 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の対応に加え疾病状況などの情報を厚労省に報告した場合の加算	50	50	100	150
* 安全対策体制加算	安全対策部門を事業所内に設置し、組織的に体制が整備されている場合の加算	20	20	40	60
○ 栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が継続的に栄養管理を個別に実施した場合に関する加算	11	330	660	990
* 経口移行加算	経管による食事摂取者が経口摂取を進めるために専門職種が作成した移行計画に基づき対応した場合180日限度に算定	28	840	1680	2520
* ADL等維持加算(Ⅰ)	ADL(日常生活動作)について、専門的な評価を行い厚労省に報告した場合の加算	30	30	60	90
* ADL等維持加算(Ⅱ)	ADL(日常生活動作)について、専門的な評価を行い厚労省に報告した場合の加算	60	60	120	180
* 排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつ介護の要因分析を行い、支援計画に基づいた実施を行った場合であってそれらの情報を厚労省に報告した場合の加算	10	10	20	30
* 排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ介護の要因分析を行い、支援計画に基づいた実施を行った場合であって、評価の結果、状態が改善した場合の加算	15	15	30	45
* 排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ介護の要因分析を行い、支援計画に基づいた実施を行った場合であって、評価の結果、排尿・排便の状態がどちらも改善した場合の加算	20	20	40	60
○ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算) × 8.3%				

3. その他費用

項目	内容	金額
■理美容代	施設での訪問理美容をご利用の場合	実費
■事務管理費	施設での現金管理をご契約の場合	3,000円/月
■特別食	特別な行事食等の食事	実費
■電気代	電化製品をお持ちの場合(施設内のコンセントを使用した場合)	100円/日
■振替手数料	銀行口座振替をご契約の場合のみ	80円/月
■おやつ代	午前・午後提供のおやつ代	100円/日
■医療費精算代行手数料	医療機関へ受診した場合など、当該支払い作業を事業所が代行して行った場合の手数料。	2,000円/件
■クリーニング代	高級嗜好品や衣類のタグに家庭用洗濯不可(手洗い・ドライクリーニング)と明示されているものの洗濯を事業所が行う場合。	実費